



KAMIKAWAJI



発行日：令和7年12月1日

Page 1
314号

上川路会計通信

税理士法人 上川路会計



■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

第314号

代表
上川路 長生

ごあいさつ 緊急銃猟

ガラスの天井を突き破った日本初の高市早苗女性首相の、『働いて働いて働いて』の八面六臂の働きには、目を奪われてしまいました。そして全国各地でクマに怯え警察や自衛隊の救援を受けながら日々を過ごす人々に比べて、絶滅したという九州に住むことの幸せに浸っています。また、石破政権が掲げたコメの増産方針について鈴木憲和農相は「需要に応じた生産が基本だ」と述べ、政策を大転換させて政府の一貫性を欠いた『猫の目農政』だと戸惑いの声も聞かれました。そんなバタバタしている中で、今年も12月になりました。翔ぶがごとくに過ぎ去る一年を、『新語流行語大賞』の発表に頨きながら、ふり返っています。

米大リーグ・ドジャースの大谷翔平が、ナショナル・リーグの最優秀選手（MVP）に3年連続4年度の選出となりました。今季の投打二刀流の評価は、史上最高の域に達していて絶頂期を迎えています。ブルージェイズとの死闘を制しワールドシリーズMVPに輝いたドジャースの山本由伸は、優勝の決まる4勝のうち3勝を挙げ、「負ける選択肢はなかった」と語り、時の人となりました。守護神としてポストシーズンに間に合った佐々木朗希も、大器の片鱗を見せました。どちらに転んでもおかしくなかった試合でのドジャースの逆転勝利は、日本人トリオの活躍によってもたらせられました。

11月になんでも冬眠しないクマに、北海道や東北地方にとどまらず今や全国各地で人身被害が相次いでいます。クマ被害の危機的状況に、自治体や国が“緊急銃猟”など対応に追われています。山口県でも多数の目撃情報があり、関門海峡を越えて九州へ上陸する可能性を懸念する声が聞かれます。クマの被害はもはや台風や地震と同じと考える時に来ていて、これまでの常識は通用しないのです。クマと人との関係は戦争状態にはいりました。過去最悪の死者数を記録していく、クマ対策は待ったなしです。

高市首相の外交ウィークは就任からわずか5日後、マレーシアで聞かれた東南アジア諸国連合（ASEAN）関連首脳会議に始まりました。以降トランプ米大統領を日本で迎え、韓国で日韓、日中首脳会談に臨み、さらにはアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会談まで、怒涛の日程をこ

目次

| | |
|---------------------------------|-----|
| ● ごあいさつ “緊急銃猟” | …1P |
| ● 税務カレンダー | …2P |
| ● 2025年12月・2026年1月の経理・税務チェックリスト | …3P |
| ● 会計・税務のQ&A！ | |
| ● “『通勤手当の非課税限度額の引き上げ』” …4・5・6P | |
| ● 家族が集まる年末年始、相続等について | |
| ● 話し合ってみませんか | …7P |
| ● 職員コラム 今月の担当：関 里子 | …7P |
| ● 隨想 “『年々歳々』上川路 美恵野” | …8P |

なしました。高市首相は、「非常に濃密かつ有意義な外交ウィークを走り抜けてまいりました。まさに世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻すそのための歩みを、力強くそして着実にスタートしております」と語りました。安倍晋三元首相のフレーズを使って、正当な後継者であると印象づけていました。ロケットスタートに成功し報道各社が実施した世論調査で、内閣支持率が軒並み高水準となりました。派閥裏金事件以降、内閣・自民党支持率はともに低调だけに、自民党内には早くも衆院過半数の回復に向けた早期解散論も、ささやかれています。

高市首相は、習近平国家主席との初会談を乗り切り、対中外交を無難にスタートさせたと思われました。ところが台湾を巡り国会で「台湾有事は存立危機事態になり得る」と答弁し波紋が広がりました。中国は強く反発して、高市首相の発言は、内政への乱暴な干渉だと批判しました。対中外交を無難にスタートしたと安堵していただけに、国益を損ないいかねない勇み足ともとれる『存立危機事態』発言となりました。

23日に行われた大相撲九州場所の千秋楽で、戦火を逃れ来日して3年のウクライナ出身の安青錦が初優勝しました。初土俵から14場所のスピードで大関へ昇進を決めました。横綱への道が近づいたと予感させる快進撃です。

（令和7年12月吉日）

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2025年12月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | 1/1 | 1/2 | 1/3 |
| 1/4 | 1/5 | 1/6 | 1/7 | 1/8 | 1/9 | 1/10 |

12月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（当年6月～11月分）の納付

2026年1月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 2/1 | 2/2 | 2/3 | 2/4 | 2/5 | 2/6 | 2/7 |

1月13日まで

- 源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日（火）までに納付）
- 住民税の特別徴収税額の納付

〈10月決算会社申告書提出〉

1月5日まで

- 10月決算法人の確定申告
- 4月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 1月決算法人 第3四半期分
 - 4月決算法人 第2四半期分
 - 7月決算法人 第1四半期分
- 1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 年税額4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）

■本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出

■本年最後の給与の支払をする時

- 給与所得の年末調整
- 12月中の市町村条例で定める日
 - 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

〈11月決算会社申告書提出〉

2月2日まで

- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 2月決算法人 第3四半期分
 - 5月決算法人 第2四半期分
 - 8月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 給与支払報告書の提出

■本年最初の給与支払日の前日

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出

■1月中の各都道府県・市町村条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の第4期分の納付

2025年12月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！



年末調整の実施

0

□ 今月は、年末調整の計算月です。年末調整事務に際しては、申告書や必要書類を各社員から提出してもらう必要があります。また、必要に応じて従業員等のマイナンバーの収集及び本人確認の実施も行わなければなりません。取扱のルールを確認し慎重に行いましょう。書類の最終確認や最終給与の決定など業務が重なりますので、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

※4~7ページの会計・税務のQ&A！『通勤手当の非課税限度額の引き上げ』もご確認ください

新年度の源泉徴収事務の準備

注意

0

□ 給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。令和7年度税制改正において、所得税の基礎控除の見直し等が行われたことに伴い、税額や扶養親族等の数の算定方法が変更となっているので注意が必要です。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また、当年分の締めくくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出、その合計となる法定調書の提出(1月)に向け、早めに準備をしましょう。

賞与支払届の提出

0

□ 賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ届け出る必要があります。

2026年1月の経理・税務チェックリスト



還付申告(所得税の確定申告)の受付開始

0

□ 所得税の還付を受けるための確定申告書の提出期間の開始は、1月1日からです。早く申告を行えば、還付も早く受けられますので、早めに申告を行いましょう。

固定資産税の償却資産に関する申告

0

□ 今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

0

□ 本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が終わっているか今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者か否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

各種法定調書の提出

0

□ 每年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各種調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。



テーマ『通勤手当の非課税限度額の引き上げ』

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げされました。

この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。このため、改正前に既に支払われた通勤手当については、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがありますのでしっかりと確認をしておきましょう。

参考資料：国税庁HP

◆通勤手当の非課税限度額の引き上げに関する注意点◆

●改正後の非課税限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

●改正前に既に支払われた通勤手当については、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、本年の年末調整の際に精算することになります。

●改正前の非課税限度額を超えない金額で通勤手当を支給していた場合は、年末調整の精算などは特に必要ありません。



◆改正後の非課税限度額…改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです

| 区分 | | 課 税 さ れ な い 金 額 | |
|--|------------------------------|--|----------|
| | | 改 正 後 (令和7年4月1日以後適用) | 改 正 前 |
| ① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当 | | 1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円) | 同 左 |
| ② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当 | 通勤距離が片道 55km 以上である場合 | 38,700 円 | 31,600 円 |
| | 通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合 | 32,300 円 | 28,000 円 |
| | 通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合 | 25,900 円 | 24,400 円 |
| | 通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合 | 19,700 円 | 18,700 円 |
| | 通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合 | 13,500 円 | 12,900 円 |
| | 通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合 | 7,300 円 | 7,100 円 |
| | 通勤距離が片道 2 km 以上 10km 未満である場合 | 4,200 円 | 同 左 |
| | 通勤距離が片道 2 km 未満である場合 | (全額課税) | 同 左 |
| ③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券 | | 1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円) | 同 左 |
| ④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券 | | 1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円) | 同 左 |

◆年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例

【設例】

自動車を使用して通勤している従業員(通勤距離が片道50km)に、毎月、給料300,000円、通勤手当30,000円を支給している場合(各月の給与支給日:25日)

- ・令和7年1月から10月(改正前の非課税限度額28,000円を適用)
各月の総支給金額…302,000円(300,000円(給料)+2,000円(課税される通勤手当))
 - ・令和7年11月及び12月(改正後の非課税限度額32,300円を適用)
各月の総支給金額…300,000円(300,000円(給料)+0円(課税される通勤手当))

【解説】

- ・所得税法施行令の一部を改正する政令が令和7年11月19日に公布(令和7年11月20日に施行)され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられました(自動車などの交通用具使用で通勤距離が片道50kmの場合、非課税限度額は28,000円から32,300円に引き上げられています。)。
 - ・上記設例の場合、政令施行日前(令和7年11月19日まで)に既に支給された通勤手当(令和7年10月分まで)について、改正前の非課税限度額を適用し、各月の課税される通勤手当を2,000円と計算していますが、今回の改正により、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことから、令和7年4月から10月までの7か月間に支給された通勤手当のうち、課税扱いとしていた通勤手当14,000円(2,000円×7か月)は非課税となります。
 - ・したがって、この課税扱いとしていた通勤手当14,000円は、「非課税となる通勤手当」として総支給金額から差し引き、年末調整で精算することになります(下記の記載例を参照。)。

■源泉徴収簿の記載例

新たに非課税となった部分の
金額・計算根拠を余白に記載

◆通勤手当の非課税限度額の引上げに関するQ&Aより抜粋

[Q] 「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」とは、どのような通勤手当のことをいいますか。

[A] 「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」とは、それぞれ次に掲げる日が令和7年4月1日以後のものをいいます。

イ 契約又は慣習等により支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日

ロ 紙与規程の改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧通勤手当の差額に相当する通勤手当（令和7年4月1日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日

[Q] 令和7年4月10日に令和7年3月分の通勤手当を支給（紙与規程に従って支給）していた場合、この通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。

[A] お尋ねの通勤手当については、令和7年4月10日が支給日であり、「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」に該当しますので、改正後の非課税限度額が適用されます。

[Q] 令和7年3月10日に令和7年4月分の通勤手当を支給（紙与規程に従って支給）していた場合、この通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。

[A] お尋ねの通勤手当については、令和7年3月10日が支給日であり、「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」には該当しませんので、改正後の非課税限度額は適用されず、改正前の非課税限度額が適用されます。

[Q] 年末調整の際には新たに非課税となった金額とその計算根拠を源泉徴収簿の余白に記載すると聞きましたが、当社の使用している紙与計算ソフトではそのような記載ができません。どうすればよいですか。

[A] 正しく年調年税額が算出されているのであれば、新たに非課税となった金額やその計算根拠の記載を省略しても差し支えありません。

[Q] 紙与所得の源泉徴収票はどのように記載すればよいですか。

[A] 紙与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入してください。

【年末調整関連スケジュール】

- 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限
→ 令和8年1月13日(火)
- 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限（納期の特例の適用がある場合）
→ 令和8年1月20日(火)
- 紙与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限
→ 令和8年2月 2日(月)

家族が集まる年末年始、相続等について話し合ってみませんか

家族が一堂に会する年末年始は、相続等について話し合う絶好の機会です。財産の現状の明確化、今後の管理方法、財産の分配方法、遺言書の確認と作成、税金や法律の基本知識といったことがポイントとなります。これらをしっかりと話し合うことで、後々のトラブルを防ぐことになります。

- 可能であれば、親が元気なうちに親子で老後や相続について話し合っておきましょう
どのような介護を受けたいか（施設？ 在宅？ 費用は？）
財産の現状の明確化、今後の管理方法、財産の分配方法 など
- 親が元気なうちに相続について話し合うことで、親の希望も直接聞くことができ、相続対策や認知症対策も行いやすくなります



相続対策：遺言書の作成 相続税の試算 生命保険の非課税枠の活用 など
認知症対策：代理出金機能付信託 成年後見制度 家族信託 など

- 相続等の話は親の死やお金の問題が絡むため、どう話を切り出して良いかわからないと悩む人が多いですが、実際には親が病気になり入院や治療が始まるとなおさら相続について話を切り出しにくくなってしまいます
- また、親が認知症になり判断能力を失ってしまうと、相続の希望も聞けなくなりますし、相続対策も行えなくなってしまうのでご注意ください。（認知症になり判断能力を失ってしまうと、契約行為が不可能となり、実質的に預貯金の解約や不動産の売買などが出来なくなるというリスクがあります。）

早めに家族と話し合い、最適な選択肢を検討しておきましょう。

法務省HPから「エンディングノート」がダウンロードできます。

相続・遺言 後見を中心、必要な情報をまとめられるようになっていますので、ぜひご活用ください。



職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。

職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆

テーマ：「朝駆け登山」

”朝駆け“という言葉をご存知でしょうか。一般的には新聞記者が早朝や深夜に突撃取材を行うことを指しますが、九州地方では、いつの頃から山頂で朝日を拝む“ご来光登山”的ことを“朝駆け”と呼ぶようになり、九州独自の登山用語として広がっています。



登山を始めて4年。ヘッドライトを照らし、夜中から山頂を目指す“朝駆け”にチャレンジする機会もあります。

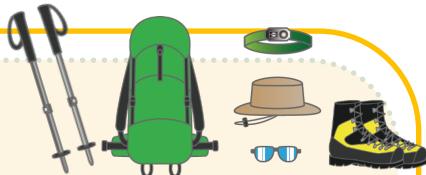
朝駆けの魅力は何といっても、朝日に輝く山頂からの景色ですが、星空に向かって歩いている感覚、夜

今月の担当：総務課 関 里子

明け前の空の青さ、鳥が目を覚まし一斉に鳴き出すさえずりの大合唱と、普段とは違った山を体感できるのも魅力です。

鹿児島で朝駆けにお勧めの山は、霧島連山の韓国岳です。山頂からは美しい山容の高千穂峰、噴煙を上げる新燃岳、桜島や大隅の高隅山、指宿の開聞岳まで望むことができます。

暗い道を進む登山は注意しなければならないことも沢山ありますが、装備万端で無理なく歩くことを心がけ、これからも楽しんでいきたいです。



随想『年々歳々』 上川路美恵野



あっという間に今年も最後の月となりました。

未練がましくカレンダーをめくってみても、12月の次にはページがありません。新たなカレンダーがまっさらで待機しているとはいうものの、寂しさと焦りが募り、月並みな感慨ではあります「光陰矢の如し」を実感します。

今年、私には毎月の楽しみがありました。国書刊行会から「12か月の本」という、それぞれの月をテーマにした古今東西の作品を集めたアンソロジーが刊行され、4月から毎月配本されていたのです。

毎月、その月を描いた小説や隨筆、詩歌が20編以上収録されているので、その月ならではの季節感を存分に味わえます。一言で秋といつても、夏の気配を引きずった9月とすぐそこに厳しい冬の到来を控えた11月では全く違い、日常生活ではそこまで意識しませんが、文学作品を読むことで改めて繊細な季節の移ろいを感じ取ることができました。

同じ月でも、地域や時代が違えば季節感が相当違うということも興味深く感じました。特に「8月の本」に収録された作品では、夏の終わりで暑さが和らぐ様子や、秋の涼の気配を感じる様子の描写も多く、令和の8月との隔たりが相当大きくなっていると思います。

夏がいつまでも終わらないきなり冬になる、そしてしばらく寒い期間が続いたとおもったら暑くなって夏になる、という気候をあらわす「二季」ということばが、先日発表された2025年の「『現代用語の基礎知識』選 2025 T&D保険グループ 新語・流行語大賞」でトップテンの中の一つとして選出されていました。

「二季」の状態が続いてしまえば、「12か月の本」のようにひと月ひと月の微妙な違いはなくなってしまうでしょう。季節感を文学作品の中で記録としてしか味わえないのでは残念なことです。

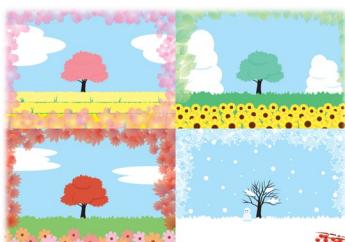
「二季」化の大きな原因是、地球温暖化の影響とされています。個人だけでなく、事業者も環境保護、地球温暖化対策への取り組みが求められるようになりました。「サステナビリティ情報開示」という言葉を報道でも耳にする増えましたが、企業が環境・社会・ガバナンスに関する取り組みや考え方を有価証券報告書などで公表することで、企業が評価される視点が経営成績等の経済的指標だけではなくてきました。

大企業だけでなく、中小企業でも資源やエネルギーの削減を、コストの面だけでなく企業価値の向上の面からの取組の重要性が増してくると思います。来年の事業計画を立てる際に意識してみると良いですね。

カレンダーは概ねその月ごとに写真やイラストが変わります。新しいカレンダーをぱらぱらとめぐりながら、来年もその月ごとの美しさに出会いたいと思います。

「年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからず」という漢詩があります。花は毎年同じように咲くけれども、それを見る人は年ごとに変わっていく、という悠久の自然と無常の人生を対比させた詩ですが、現代では、環境変動によって、花は毎年同じように咲いてくれるか分からぬのです。だからこそ、人の方が動かないといけない、できることをひとつひとつ積み重ねていきたいのです。

今年も一年ありがとうございました。良いお年をお迎えください。



浮き上がる最後の一枝曆果つ

美恵野



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
TEL 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

TEL 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
TEL 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <https://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計 検索

編集後記

今年も残すところあとわずかとなりました。つい先日まで日中は20度前後まで気温が上がっていたので、年末ということを忘れていましたが、ここ数日一気に寒くなってしまった。

今年は様々な物価の高騰で、家計や事業者の方々にとって大きな負担となり、大変な一年だったかと思います。しばらくはこの状況が続きそうですが、皆様のお役に少しでも立てるよう、社員一同精一杯努めてまいりますので来年もよろしくお願い申上げます。

どうぞ良いお年をお迎えください！

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 福留

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からぬことがありますがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましては是非紹介ください！！

